

地方財政の充実・強化についての意見書

地方自治体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障への対応や頻発化・激甚化する自然災害への対策強化に加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な課題に直面し、年々その果たす役割が増大している。

本県では、7次におたる行革大綱のもとで、事務事業の合理化や適正な人員配置、健全で持続可能な財政基盤の確立等の行財政改革に積極的に取り組んできたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その感染拡大を防止するとともに県民生活や経済活動を守り抜くため、累次の補正予算を編成して対応していることや、税収の大幅な減少が見込まれていることから、極めて厳しい財政状況に直面している。

こうした中、地方自治体が安定した行財政運営を続けていくためには、地方財政計画において地域の財政需要を的確に見積もり、実態に見合った一般財源総額を確保することが不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束する目途は立っておらず、長期的な対応が見込まれることから、各地方自治体が医療提供体制の強化を始めとする感染拡大の防止対策や経済・雇用対策等に引き続き迅速かつ適切に対応するための財源を確保する必要がある。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 増大する地方自治体の財政需要はもとより、景気の悪化等による地方税収の大幅な減少など、地方歳入の動向を的確に把握し、地方の一般財源総額及び地方交付税総額の増額を図るとともに、臨時財政対策債を速やかに廃止し、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること
 - 2 新型コロナウイルス感染症への対応として創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、今後の感染状況や地方自治体の取組状況を把握し、地域の実情に応じた対策を実施できるよう、令和3年度予算においても十分な財源を確保すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月13日

殿

愛知県議会議長

神戸洋美

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）

参議院議長
財務大臣
厚生労働大臣